

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 農業保険への加入促進に関する規定の追加

国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする規定を追加すること。  
(第二条第二項関係)

第二 農業保険の効率的かつ円滑な実施に関する情報提供等に関する規定の追加

一 行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加すること。  
(第百三十三条第二項関係)

二 行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加すること。  
(第百九十条第三項関係)

第三 担い手経営安定法による収入減少影響緩和対策の実施主体等との連携等の明記

全国連合会が連携及び技術的な協力の確保に努めることとされる相手方に、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第一項の交付金を交付する事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者が含まれることを明記すること。  
(第百九十条第一項関係)

#### 第四 法施行後の検討時期の前倒し

政府が農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加える時期の目途を、施行後五年から施行後四年とすること。

(附則第十四条関係)